

## 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所公告

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の財物保険契約について、次のとおり一般競争入札を行うので公告する。

平成29年6月5日

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所  
理事長 内山 哲也

### 1 入札に付する事項

#### (1) 件名

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所の財物保険契約

#### (2) 仕様

仕様書による。

#### (3) 保険期間

平成29年7月1日午後4時から平成30年7月1日午後4時まで

### 2 入札に参加する者に必要な資格

#### (1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの

エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの

カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

#### (2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項に再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可

の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをされなかった者とみなす。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをなされていない者であること。ただし、同法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る同法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画認可の決定を含む。）があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをなされなかった者とみなす。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による会社の整理の開始を命ぜられていない者であること。
- (5) 府の区域内に事業所を有する者であること。
- (6) 府税に係る徴収金を完納していること。
- (7) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (8) この公告の日から入札執行の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。
- ア 地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。また、建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業の停止の命令であって、大阪府の区域以外の区域又は対応業種以外の業種に係るものを受けている者を除く。）
- イ 大阪府公共工事等に関する暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外の措置を受け、その措置期間中の者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）
- ウ 大阪府及び地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所との契約において、談合等の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、入札参加申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。
- (9) 保険業法（平成7年6月7日法律第105号）の規定に基づき損害保険業免許を受けている者であること。
- (10) 入札参加資格審査書類の提出時点で、スタンダード&プアーズ（S&P）社において「A-」以上、又はムーディーズ社において「A3以上」の保険財務力に関する格付を取得していること。

- (11) 入札説明書及び仕様書の交付を受けている者並びに入札説明書に記載する技術審査資料を指定期日までに提出し、承認された者であること。
- (12) 平成29・30年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「損害保険（種別コードNo188）」に登録されている者であること。

## 2 入札参加資格審査及び入札の手続

### (1) 入札参加資格審査申請書類及び入札説明書の交付方法

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所のホームページにおいてダウンロードができる。

ホームページURL：<http://www.kannousui-ken-osaka.or.jp/info/nyusatsu/index.html>

ただし、仕様書3. 付属資料については、下記(7)契約条項を示す場所及び問い合わせ先に配布希望の旨連絡があった者に対してのみEメールにて配布する。

### (2) 入札参加資格審査申請書類及び入札説明書等の交付期間

平成29年6月5日（月）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで

### (3) 入札参加資格審査申請書類の提出場所

入札説明書記載の場所

### (4) 入札参加資格審査申請書類の提出期間

平成29年6月5日（月）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日を除く。）の午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。

この入札に参加を希望する者は、入札参加申請書類を期限までに提出しなければならない。

### (5) 入札の日時及び場所

#### ア 日時

平成29年6月26日（月）午後2時

#### イ 場所

羽曳野市尺度442

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 南館3階 大会議室

#### ウ その他

入札書は、持参するものとし、郵送又は電送による入札は、認めない。

### (6) 入札方法

落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額をもって落札価格とする。

### (7) 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

羽曳野市尺度442

(TEL (072)958-6553)

地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所 経営企画室 総務グループ 峰島

### 3 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金  
免除

(2) 入札の無効

期限までに入札参加資格審査申請書類を提出していない者、入札に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに入札心得及び入札説明書において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

なお、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所により入札参加資格を有すると認められた者であっても、入札時点において2の入札参加資格を満たさない者のした入札は、無効とする。

(3) 契約書の作成

契約書は作成しない。(別途、結約書を作成すること。)

(4) 落札者の決定方法

入札を行った者のうち、地方独立行政法人大阪府立環境農林水産総合研究所契約事務取扱規程第6条の規定に基づいて定めた予定価格の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(5) その他

詳細は、入札説明書による。